

香取市物価高騰対策中小企業者支援金

①物価高騰対策中小企業支援金とは？

コロナ禍において原油価格や物価高騰により影響を受ける事業者に対し、事業活動の負担軽減を図るため中小企業者（個人事業主含む）に対し、事業継続を支援します。

②支援金

申請要件を満たす
中小企業者（個人事業主含む） 1事業者あたり **5** 万円
（申請は1回限りです。）

すでに令和4年度の支援金 3 万円を申請・受給されている方は、差額分 2 万円を口座に振り込みます。追加の申請は必要ありません。

③申請期間

令和4年7月20日(水)～
令和5年1月31日(火)【当日消印有効】

④対象要件（主なもの）

以下の要件をすべて満たすことが必要

- (1) 中小企業者（個人事業主を含む）のうち、法人の場合は、法人税確定申告書別表一に記載された納税地が香取市である。または代表者住所が香取市である。個人事業主の場合は、香取市に住所を有する。
 - (2) 令和4年1月1日の確定申告等において、事業収入（売上）がある。
ただし、新たに開業した者で申請期間内に法人の設立報告書又は個人の開業届の写し提出できる者は、令和3年分の確定申告等で事業収入（売上）がない場合でも本支援金の対象となります
 - (3) 今後も継続して、事業活動を行う意思を有する
 - (4) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがない
 - (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守している
 - (6) 暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない
- ※詳細は、申請要項をご覧ください

⑤申請方法

郵送（簡易書留など追跡可能な方法を推奨）
持参の場合は市役所商工観光課、各支所まで

⑥申請書類の入手方法

(1) 市ホームページからダウンロード

トップページ→農業・産業→商工業の振興→香取市独自の中小企業支援策について

URL: http://www.city.katori.lg.jp/nogyo_sangyo/shokogyo/koronadokujisien.html

(2) 市役所（本庁・各支所）、佐原商工会議所及び香取市商工会で入手

郵送先・問い合わせ

〒287-8501 香取市佐原口2127

香取市 物価高騰対策

検索

香取市役所 商工観光課 商工企業誘致班 宛

電話 0478-50-1234 又は 0478-50-1212

（午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く）

物価高騰対策サイト

